第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十七条第一項及び第三項並びに第八十四条第二項中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第九十五条に次の二号を加える。

九　スペイン協定第一条1(b)に規定するスペインの法令

十　アイルランド協定第一条1(c)に規定するアイルランドの法令

第九十六条の見出し中「及び第三項」を削り、同条中「及び第三項」を削り、「ドイツ協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　ドイツ協定

二　スペイン協定

三　アイルランド協定

第九十六条の次に次の一条を加える。

（法第百二条第三項に規定する政令で定める社会保障協定）

第九十六条の二　法第百二条第三項に規定する政令で定める社会保障協定は、ドイツ協定とする。

第九十七条に次の二号を加える。

九　スペイン協定

十　アイルランド協定

第九十八条の表に次のように加える。

九　スペイン協定第二十八条1	スペイン実施機関
十　アイルランド協定第二十一条1	アイルランド実施機関

第百五条及び第百八条中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第百九条第二号ニからヘまでの規定中「又はフランス協定」を「、フランス協定又はスペイン協定」に改める。

第百十九条第一項及び第三項、第百二十三条第一項及び第三項並びに第百二十七条第二項中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第百二十九条第一項第二号ニからヘまでの規定中「又はフランス協定」を「、フランス協定又はスペイン協定」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号に次のように加える。

ニ　スペイン協定　坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号に次のように加える。

ハ　スペイン協定　スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第二十一号を同条第二十三号とし、同条第二十号の次に次の二号を加える。

二十一　スペイン協定又はスペイン実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条1(d)に規定するスペインの実施機関をいう。

二十二　アイルランド協定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をいう。

第十八条に次の二号を加える。

五　スペイン協定

六　アイルランド協定

第十九条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第四十条に次の二号を加える。

九　スペイン協定第一条1(b)に規定するスペインの法令

十　アイルランド協定第一条1(c)に規定するアイルランドの法令

第四十四条第二項第二号中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第三条　社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号に次のように加える。

ニ　スペイン協定　坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号に次のように加える。

ハ　スペイン協定　スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第二十一号を同条第二十三号とし、同条第二十号の次に次の二号を加える。

二十一　スペイン協定又はスペイン実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条1(d)に規定するスペインの実施機関をいう。

二十二　アイルランド協定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をいう。

第十八条に次の二号を加える。

五　スペイン協定

六　アイルランド協定

第十九条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

第四十条に次の二号を加える。

九　スペイン協定第一条1(b)に規定するスペインの法令

十　アイルランド協定第一条1(c)に規定するアイルランドの法令

第四十四条第二項第二号中「又はチェコ協定」を「、チェコ協定又はアイルランド協定」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令の一部改正）

第四条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の四の次に次の二号を加える。

十七の五　スペイン協定又はスペイン実施機関　それぞれ社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定又はスペイン協定第一条1(d)に規定するスペインの実施機関をいう。

十七の六　アイルランド協定　社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定をいう。

第二条第十八号に次のように加える。

ハ　スペイン協定　スペインの国籍を有する船舶において就労した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二条第十九号に次のように加える。

ニ　スペイン協定　坑内の作業に従事した期間としてスペイン実施機関が確認した期間

第二十条に次の二号を加える。

五　スペイン協定

六　アイルランド協定